



平成 24 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 エ リ ア リ ン ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 尚 道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 磯 崎 利 博
TEL 03-5577-9222

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 24 年 3 月 29 日開催予定の第 17 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は、以下のとおりであります。

- (1) 事業内容の明確化を図るため、事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 株主名簿管理人および事務取扱場所の公告について明文化するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。
- (3) 株式取扱規則は、株式だけではなく新株予約権についても規定されておりますので、その旨を明確にするために、現行定款第 9 条を変更するものであります。
- (4) 会社法上、株主総会の招集地について柔軟かつ機動的に対応できるよう、現行定款第 12 条第 2 項を変更し、併せて同条第 3 項を削除するものであります。
- (5) 現行定款第 13 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項において「社長」という表記になっているものを一般的な表現である「取締役社長」に変更するものであります。
- (6) 現行定款第 18 条第 1 項、同条第 2 項及び第 29 条において、選任決議であることを明確にするために、変更するものであります。
- (7) 会社法第 370 条に規定される取締役会決議の省略について、同条では監査役に異議がある場合は除外されておりますので、その旨を明確にするために、現行定款第 24 条第 2 項を変更するものであります。
- (8) 会社法第 336 条第 3 項の表現にあわせ、現行定款第 30 条第 2 項を変更するものであります。
- (9) 会社法第 390 条においては、監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定しなければならないと規定されており、定款上これを記載するのが一般的でありますので、現行定款第 31 条を新設するものであります。
- (10) 会社法においては、会計監査人の選任、任期、報酬の規定があり、定款上これを記載するのが一般的でありますので、変更案第 37 条から第 39 条を新設するものであります。また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるため、法令の規定する範囲内でその責任を限定する契約を締結できる旨の規定を、変更案第 40 条として

新設するものであります。

- (11) 会社法第124条第1項及び同条項を準用する同条第5項により、株主及び登録株式質権者が基準日における権利行使の主体となりますので、その旨を明確にするために、現行定款第37条を変更するものであります。
- (12) いわゆる中間配当についても株主及び登録株式質権者が基準日における権利行使の主体となりますので、その旨を明確にし、かつ、変更案第42条第1項と同じ条に規定するのが一般的でありますので、変更案第42条第2項として新設するものであります。
- (13) 未払配当に関する管理・取扱いの便宜を考慮して、変更案第44条第2項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年3月29日（予定）

定款変更の効力発生日 平成24年3月29日（予定）

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～8. (条文省略) 9. 下記に掲げる商品の<u>企画、デザイン、輸出入及び販売並びにリース</u> (1)～(3) (条文省略) 10.～19. (条文省略) <u>20. 投資業</u> <u>21.</u> (条文省略) <u>22.</u> (条文省略) 第2章 株 式 (株主名簿管理人) 第8条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株 主 総 会 (招集及び招集地) 第12条 (条文省略) 2 <u>株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地、もしくは東京都にこれを招集する。</u>	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～8. (現行どおり) 9. 下記に掲げる商品の販売並びにリース (1)～(3) (現行どおり) 10.～19. (現行どおり) (削 除) <u>20.</u> (現行どおり) <u>21.</u> (現行どおり) 第2章 株 式 (株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u> (株式取扱規則) 第9条 当会社の株式<u>又は新株予約権</u>に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株 主 総 会 (招集) 第12条 (現行どおり) 2 <u>株主総会は、法令に別段の定める場合を除いて、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長に事故ある時は、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u>

現行定款	変更案
<u>3 株主総会は、法令に別段の定める場合を除いて、取締役会の決議に基づき、社長が招集する。社長に事故ある時は、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> (議 長) 第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任については、累積投票によらない。 (役付取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (代表取締役) 第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 2 前項のほか、<u>取締役会の決議</u>をもって前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。	(削 除) (議 長) 第13条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任) 第18条 当会社の<u>取締役の選任決議</u>は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 <u>取締役の選任決議</u>については、累積投票によらない。 (役付取締役) 第20条 <u>取締役会</u>は、<u>その決議</u>をもって、取締役の中から、<u>取締役社長</u>1名を選定し、必要に応じて、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (代表取締役) 第21条 <u>取締役社長</u>は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 2 <u>取締役会</u>は、<u>前項のほか、その決議</u>をもって前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

現行定款	変更案
(取締役会の決議) 第24条 (条文省略) 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任方法) 第29条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第30条 (条文省略) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の<u>残存期間と同一</u>とする。 (新 設) 第31条～第35条 (条文省略) (新 設)	(取締役会の決議) 第24条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任方法) 第29条 当社の監査役の<u>選任決議</u>は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第30条 (現行どおり) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の<u>満了する時まで</u>とする。 (常勤監査役) 第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 第32条～第36条 (現行どおり) <u>第6章 会計監査人</u> (会計監査人の選任) 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
	<u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得てこれを定める。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u>
第<u>6</u>章 計 算 第<u>36</u>条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 第<u>38</u>条 (条文省略) (除斥期間) 第<u>39</u>条 (条文省略) (新 設)	第<u>7</u>章 計 算 第<u>41</u>条 (現行どおり) (剰余金の配当等) 第<u>42</u>条 <u>当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u> <u>2 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u> 第<u>43</u>条 (現行どおり) (除斥期間) 第<u>44</u>条 (現行どおり) <u>2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u>